

平成21年（行ウ）第49号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止
請求事件

原告 小林 收 外91名

被告 愛知県知事 神田真秋 外1名

被告ら準備書面7

平成22年10月6日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士	佐 治 良 三
同	後 藤 武 夫
同訴訟復代理人弁護士	常 川 尚 嗣



本準備書面においては、特に断りのない限り、従前使用したのと同じの略称を使用する。

- 1 原告らは、その平成22年5月12日付け第3準備書面において、平成16年6月に全部変更された木曾川水系フルプラン（第4次計画）に反映された同年3月に愛知県が国土交通省に回答した需給想定調査の需要想定値について、平成19年度までの水需要の実績を踏まえれば、需給想定調査の需要想定値が過大であると主張している。被告らはその準備書面6、21頁「第3、1（3）」において、上記主張が的外れの批判であることを指摘した。これに対して、原告らは、この指摘を正解せず、平成22年8月23日の第6回口頭弁論において、「平成19年度までの実績に基づけば、被告ら主張の

想定値が、合理性がないことを認めるのか。」との求釈明をなした。

2 しかしながら、そもそも、原告らは本訴において、国が平成16年6月に木曾川水系フルプランの全部変更をなすにあたり、昭和55年度から平成12年度までの実績に基づいてなした平成27年度における需給想定の合理性について争っているものであるから、上記実績値に基づく想定が合理的であるか否かが争点となる。

しかるに、原告らの上記求釈明は、そもそも上記フルプランの全部変更計画を立案する時点では存在していない平成19年度までの実績値を根拠に同変更計画を検討することに等しく、論理的にあり得ない議論であり、上記求釈明に応ずる必要性は全く認められないのである。

以上の通り回答する。

以 上